

# インターネットの消費者トラブル(その1)!!

## ～ 架空請求 ～

○架空請求とは…、利用した覚えのない料金の請求を受けることをいいます。

### 【事例】

#### 「メール」

利用した覚えのない「総合情報サイト」の延滞金を請求するメールが届いた。「無料期間が終了し、退会手続きがされていない。これ以上放置した場合は身辺調査をし、延滞金、調査費、回収経費等を含め自宅・勤務先に回収機関が請求に行く。早急に連絡を」と記載がある。



#### 「電話」

探偵事務所から「〇月〇日、〇時〇分にご利用のアダルトサイトの利用料金が未納だと判明した。早急に料金を支払うように。」と連絡がきたが、利用した覚えはない。

#### 「郵便」

「民事裁判執行通知」「民事訴訟最終通告書」など脅迫めいたはがき(封書)が届いた。販売業者と弁護士の連名で携帯電話利用料の請求と書いてある。

### 【手口・特徴】

不安をあおり、連絡してきた人からお金をだまし取ろうとする手口です。携帯電話・スマートフォンの番号を使ったメールでは、ランダムに作られた番号で送りつけているケースもあります。

### 【対処法】

- ① 心当たりのない請求は無視し連絡もしない。
- ② 判断に迷ったら、消費生活センターや警察へ相談する。
- ③ 万一支払ってしまった場合は、早急に警察および当該金融機関に連絡し、振込先金融口座の凍結を願い出る。
- ④ 簡単なメールアドレスを複雑なメールアドレスに変更する。



★ 裁判所から「**特別送達**」と記載された封書が届いた場合は、早急に対応が必要です。地元の裁判所や消費生活センターへご相談ください。

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 小林

電話：0776-20-0296 (直通) メール：s-kobayashi-7g@pref.fukui.lg.jp

「家庭の日」推進テーマ 8月「祖先に感謝し、郷土の歴史を知ろう」

「青少年育成の日」推進テーマ 8月「地域社会活動に参加してふる里を見直そう」